

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名		神奈川県地震災害対策推進条例			
条 例 番 号		平成25年神奈川県条例第1号	法規集	第5編第5章第15節	
所 管 室 課		危機管理防災課			
条 例 の 概 要		県民の生命、身体及び財産を守るため、これに必要な地震災害対策について基本理念等を定めたもの。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	地震災害から県民の生命、身体及び財産を守ることが極めて重要であり、地震災害対策の総合的な推進を図り、もって全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するという目的に照らして、現在も必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	県民及び事業者が自らの安全を自らで守る自助、県民、事業者等が連携、協力して助け合う共助並びに県、市町村、国等が行う公助を基本として、それぞれの主体が、自らの役割を果たすとともに、協働して取り組むという方針は、近年の大規模災害をみても有効と考えられる。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	条例では地震災害対策が円滑に行われるよう、相互に連携、協力するよう求めており、効率性に配慮している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合している）	災害等から県民のいのちを守ることを基本目標の一つとする「新かながわランドデザイン」とも適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	関連法令等への抵触はなく、適法である。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等		
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。		上記検討結果に加え、県防災会議委員への意見照会の結果等を踏まえ、条例改正等は不要と判断した。		
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				